

平成30年度第11回
北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2019年3月22日（水）午後2時開会
場 所：北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）2階1号会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第11回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、現在10名の委員の方のご出席をいただいております。河野委員は遅れており、まだ着席していらっしゃいませんが、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、開会に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤です。

平成30年度第11回北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

前回の審議会におきましては、新さらきとまない風力発電事業の方法書、留寿都風力発電事業の準備書の2件について、答申案のご審議をいただいたところですが、審議会の後、文言等の調整を行った上で答申いただきました。そして、答申の内容に沿い、両案件とも、先月末に知事意見を述べたところです。委員の皆様には、これまで大変熱心にご審議いただき、まことにありがとうございます。

さて、本日の議題は、配慮書2件、方法書1件、準備書1件の計4件を予定しております。

このうち、幌延風力発電事業の更新計画の配慮書につきましては、本日、答申案のご審議をいただきたいと考えております。また、えりも岬風力発電所の配慮書については新規の案件です。

今年度最後の審議会となりますけれども、委員の皆様には引き続き慎重なご審議をいただきますようよろしく申し上げまして、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

◎連絡事項

○事務局（武田主幹） それでは、お手元にお配りしました資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1及び資料1-2、資料2-1から資料2-4、資料3-1から資料3-3、資料4-1及び資料4-2です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、4件です。

議事（１）は、１回目の審議となる（仮称）えりも岬風力発電所計画段階環境配慮書についてです。事務局からの事業概要の説明、１次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、３０分程度を予定しています。

議事（２）は、２回目の審議となる幌延風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書についてです。事務局からの２次質問とその事業者回答の報告、関係町長の意見、答申文（案）たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、４５分程度を予定しています。

議事（３）は、３回目の審議となる（仮称）江差風力発電事業環境影響評価準備書についてです。事務局からの準備書についての意見の概要等、２次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、２５分程度を予定しています。

議事（４）は、２回目の審議となる（仮称）えりも風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの１次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、２５分程度を予定しています。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合があります。その際は、傍聴者及び報道機関の方にはご退室いただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は池田会長をお願いいたします。

３．議 事

○池田会長 本日もよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第４条に基づき、本日の議事録に署名する２名の委員を指名させていただきます。

本日は、秋元委員と白木委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事（１）ですが、本日１回目の審議となる（仮称）えりも岬風力発電所計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要の説明、１次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（佐藤専門主任） 本配慮書につきましては、３月５日付で受理したところであり、本審議会には３月６日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見については、事業者から５月２４日を期限として求められております。縦覧期間は３月６日から４月５日、一般意見も同じ期間で募集しております。

本配慮書については初めての審議となりますので、今回は、図書により事業の概要をご説明した後、事務局から行いました１次質問及び事業者回答についてご説明いたします。

では、最初に、図書により事業の概要を説明いたします。

１ページをごらんください。

事業者は、日本風力開発株式会社になります。

3 ページをごらんください。

事業名は、（仮称）えりも岬風力発電所、単機出力は3,000キロワットから4,000キロワット、最大50基の風力発電機による最大15万キロワットの事業計画となっています。

事業実施想定区域は、日高管内えりも町の2,400ヘクタール、関係地域は事業実施想定区域のあるえりも町となります。

37 ページをごらんください。

こちらの図の中の黒色の枠が本事業の事業実施想定区域になりますが、周辺の他事業をオレンジ色で示しております。これを見ますと、本日の4件目の案件になります（仮称）えりも風力発電事業の対象実施区域とかなり重複しております。

5 ページをごらんください。

空中写真が示されておりますが、次のページからが拡大写真となります。全体的に段丘上の牧草地を中心に、その周辺に分布する樹林地も含め、事業実施想定区域が設定されております。

11 ページをごらんください。

ここでは、フローにより事業実施想定区域の設定手順が示されております。

(1) では、えりも町に検討範囲を設定、(2) では、検討範囲において好風況である高度30メートルにおける年平均風速6.5メートル/秒以上のエリアを抽出し、事業実施想定区域案を設定、(3) から(5) において、既存道路、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所の確認を行い、(6) で事業実施想定区域の最終形を設定しております。

21 ページをごらんください。

事業実施想定区域の設定に当たり、考慮した区域などを重ね合わせた図になります。

事業実施想定区域から国定公園地域を除外し、学校、医療機関、福祉施設及び住宅等の施設から500メートル範囲には風力発電施設は設置しないが、取り付け道路等で使用する可能性があるエリアとして、図には青色の斜線のハッチを設定しております。

また、特定植物群落、IBA、KBAを事業実施想定区域または風力発電機を設置しない青色の斜線のハッチのエリア内におさめています。その結果、左の20ページの黒色の破線の事業実施想定区域案から21ページの黒色の実線の事業実施想定区域を抽出したとのことです。

しかし、事業実施想定区域そのものや風力発電機を設置しない青色の斜線のエリアに図書に記載された住宅等から500メートルの範囲以外のものが含まれるなど、設定根拠が不明な箇所がありますので、1次質問において確認しております。

続きまして、地域の概況について説明いたします。

90 ページをごらんください。

こちらは、現存植生図です。事業実施想定区域は、黄色で示されている牧草地や緑色で

示されているシラカンバーミズナラ群落と黄土色のトドマツ植林から成る樹林主体の植生となっております。

116ページをごらんください。

ここでは、主要な眺望点の状況を示しております。身近な眺望点を含む主要な眺望点として11カ所を抽出しています。

118ページをごらんください。

景観資源として、百人浜のほか、湖沼、海成段丘、海食崖を抽出しています。

142ページをごらんください。

配慮が特に必要な施設及び住宅の配置状況ですが、事業実施想定区域の設定に当たり、これらの施設から500メートルの離隔距離をとり、青色の斜線のエリアを設定しているため、これらからの施設の距離は500メートルとなっております。

続きまして、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果についてご説明をいたします。

192ページをごらんください。

こちらは計画段階配慮事項の選定の表ですが、事業計画の熟度が低いことから、土地または工作物の存在及び供用に関する環境要素のみを選定しています。

194ページ、195ページをごらんください。

調査、予測及び評価の手法についてまとめております。既存資料による調査を行い、事業実施想定区域から、距離または分布の重なり、動植物の生息・生育環境の分布の重なりなどにより環境影響の可能性を予測し、その予測結果に基づき重大な影響が実行可能な範囲でできる限り回避され、または、低減されているかどうかの評価を行うこととしております。

196ページをごらんください。

計画段階配慮事項の評価方法の判断基準として、重大な影響がない、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、または、低減されている、重大な影響があるの三つの基準で評価することとしております。

197ページ以降が各環境要素の調査、予測及び評価の結果についての記載となりますが、評価結果をまとめた271ページをごらんください。

評価結果では、全ての項目において重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、または、低減されていると評価すると同じ評価になっております。しかし、その根拠となる予測結果では、全ての項目において何らかの影響を受ける可能性があるとしており、整合がとれておりません。したがって、評価の根拠の説明が不十分であることから、1次質問において確認を行っております。

ここまでの図書による事業概要の説明となります。

続きまして、資料1-1により1次質問及び事業者回答のご説明をいたします。

資料1-2は、適宜、確認をお願いいたします。

1 ページをごらんください。

質問 1 - 2 です。

図書の公表について、事業者の見解を聞いたところ、環境アセスでの調査内容は社内の知的財産と考えており、公表する考えは現段階では考えていないとのことでした。

質問 2 - 3 です。

先行する（仮称）えりも風力発電事業では、配慮書の中で既にえりも町の関係部署と連携をとりつつ、事業化を検討しており、地域とのコミュニケーションが構築しつつあるとの記載がありましたが、事業者とえりも町との協議状況について質問したところ、えりも町長、関係課へは、事業計画及びアセスの進め方について説明を行っているとの回答がありました。

2 ページをごらんください。

質問 2 - 7 です。

事業実施想定区域の設定について、検討経緯の内容が理解できないので、説明を求めたところ、配慮書に記載の内容が回答としてありました。しかし、事業実施想定区域の最終形に至った設定の説明が不十分と考え、2次質問で改めて質問します。

質問 2 - 8 です。

風力発電機を設置しない青色の斜線のエリアですが、この設定根拠の説明も不十分ですので、2次質問で確認したいと思っております。

質問 2 - 14 です。

複数案の設定について、以降の進め方において、事業実施想定区域を絞り込む予定であり、このような進め方は、区域を広目に設定するタイプの複数案の意思とみなすことができるとしているが、本事業の風力発電機の設置予定数の最大50基を設置検討する青色の斜線以外の事業実施想定区域の面積を考慮すると、絞り込みの余地は大きいものではなく、絞り込みによる環境影響の回避、低減の余地も大きくないのではないかと質問しました。これに対して、今後、事業計画の具体化を進めつつ、方法書以降の進め方において実施する調査・予測結果を踏まえて、区域の絞り込みを行い、環境影響の回避、低減を図るとのことです。

5 ページをごらんください。

質問 4 - 4 です。

評価全般に関して、①から③の質問を行っております。

①として、重大な影響が実行可能な範囲でできる限り低減され、または、低減されていると重大な影響があるは何に基づいて判断するのか、②として、記載の評価結果は、あくまでも配慮書時点での予測結果に基づき評価し、将来的な記載を行う場合であっても、その前に配慮書時点での評価を行った上で補足的に行うべきではないか、③として、全ての項目において環境への影響があると予測されているにもかかわらず、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、または、低減されているとの評価になっているが、そ

の根拠が不明または不適當なものが多く、修正が必要ではないかと質問しました。これに対して、現時点では、重大な環境影響の基準や指標が公にないため、実行可能な範囲を現時点で事業者として対応を約束できる限りと考えた上で、事業者として現時点で実行可能な範囲の配慮を行ったことを踏まえ、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、または、低減されていると評価しています、その結果、現時点での評価としてふさわしいものになっているとのことです。

しかし、事業者回答の実行可能な範囲内の意味が環境影響評価法に基づく基本的事項にある実行可能な範囲の意味づけと異なっており、その結果、環境への影響があると予測されているにもかかわらず、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、または、低減されているとの評価になっていると考えられることから、2次質問では、配慮書の記載の評価について、明確な根拠に基づく修正を事業者に求めたいと考えております。

以上が1次質問及び事業者回答の説明となります。

なお、本事業の2次質問については、この後、電子メールにて委員の皆様にご依頼させていただきます。ご多忙のところ、いつも短時間のお願いとなり、恐縮ではございますが、4月3日までに質問の追加をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長 ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○佐藤委員 実行可能な範囲という意味がなかなか理解できないのですけれども、それ以上のことは実行できませんということなのですか。

○事務局（佐藤専門主任） 環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会報告書がありまして、こちらに記載がありますが、事業者により実行可能な範囲内でベスト追求型の評価及び環境保全措置を行う、この実行可能な範囲内というのは、評価や保全措置の検討対象として技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策、現実に機能し得ない対策等は含まれないものを意味するとされております。

ですから、事業者ができるできないを優先するのではなく、技術的に現実性があるかという考え方が重要であるというものです。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 他事業、要するに、この後に審議するえりも風力発電事業との関係についてです。

先ほどの説明では、37ページと142ページの黒色の枠で囲ったところが事業実施想定区域けれども、青色の斜線で風力発電機設置対象外事業があるとのことでした。要するに、風車を建てようとしているところは、142ページでいえば、黒色の枠の中の青色以外の白色のところだと思うのですが、37ページの他事業の関係のオレンジ色のところは、ほかでやっているから遠慮するということはないのだろうけれども、何らかの折り合

いをつける、他事業により風車を建てる場所に建てることはできないからさらに狭まるということですね。

そうすると、かなり狭まっているのではないかと思いますし、先ほどの説明だと、ここに50基以内ということですが、風車を建てるということは厳しいという印象を受けました。

これは50基以内であればいいということになってしまうのか、他事業で事業を想定していることなど、もろもろを考えると、区域として厳しいのではないかという率直な感想を持つのですが、我々審議会としてはどう対応すればよいのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 先行他事業との関係についてです。

37ページの図で重なっているところについて、どのように調整するかは今後のそれぞれの事業の進め方でして、それは事業者の判断になります。審議会としては、あくまでも、それぞれの計画に基づいて累積的影響も含めて審査していただければと思います。

○事務局（竹澤課長） 補足いたします。

アセスの手续を行うに当たって、ほかの事業をどう考えるかですが、過去にも区域が重複している事業があったかと思います。もちろん、事業者同士で調整するというやり方があるかもしれませんが、早く許認可を得れば、そこに建てられるわけです。そうすると、後発事業者はそこを避けて建てなければならなくなり、そこに事業性があるかどうか事業者が判断することとなり、もしかすると断念するかもしれません。ただ、それは結果論であって、審査する段階では、それぞれの事業がここに整備されたらどうなるかということ審査することになるかと思っています。

当然、他事業についても具体的な計画が明らかになっている場合は、それを踏まえて累積的影響はどうなるか適切に予測、評価しなければなりません。

○玉田委員 採算がとれるかどうかはこの審議会の審議事項ではないのですが、37ページの図を見ますと、事業実施区域の青色の斜線のところを外せばかなり狭まりますし、オレンジ色のところでどう折り合いをつけるかによって建つか建たないかになると思うのですが、ぱっと見て無理した計画なのだと感じました。

○事務局（竹澤課長） 参考までに申し上げます。

このエリアに仮配置をしたらどうなるかという質問をしております、資料1-2の24ページをごらんください。

これを見ますと、他事業が計画しているところにも風車を建てる計画となっております。これは決まったものではありませんが、このぐらいの密度で建てなければ50基は難しいということがわかります。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 10ページの質問4-28、質問4-29についてです。

侵略的外来種の対策についての質問があり、回答として、対処方法や対策などは関係機関との調整を図っていくことを想定してありますとありますが、ここで言う関係機関とはど

を指しているのでしょうか。

そして、この審議会と関係機関との関係はどうなっているのか、この辺がわかりませんでした。関係機関がいいですよと言ったら、この審議会で審議していることは飛んでしまうのかどうか、その辺についてお聞かせ願えればと思います。

○事務局（武田主幹） この関係機関というのは、それぞれの土地所有者や法令に基づく許認可を担当しているところが想定されますが、正確なことについては2次質問で確認したいと思います。

次に、審議会との関係についてです。

審議会では許認可を行うわけではなく、あくまでも客観的な立場からその対策が適切かどうかについて意見を述べるものであり、関係機関とは立場が違ってきます。ですから、関係機関の判断とは別に必要な意見は述べてしかるべきかと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私からも確認しますが、先ほどの他事業との関係についてです。

今の事業は、後で検討する事業の後発のものになりますが、お互いに配慮書と方法書の段階ですので、今後の展開では、場合によっては順番が逆転するということがあり得るのかもしれませんが。また、我々審議会としては、出てきたアセス書を適切に審査するというのが第一なのでしょうが、確かに、過去にも重複する事例はありましたが、ここまでほぼ同じ地域というものは異様だと思っています。

これは、えりも町に聞かないとわからないのかもしれませんが、二つ同時に進むということはあり得ないと考えていいのでしょうか。どう考えても、どちらかが決まってしまうと、後発のものは土地の関係からいっても厳しいような気がします。

これは我々が考えることではないのかもしれませんが、どのように進むのか、見通しはわかりますでしょうか。

○事務局（武田主幹） それぞれの事業者の事業性の判断、また土地所有者との関係次第になりますので、我々としてはその見通しについては何とも言いようがないところです。

参考までにお伝えしますが、先ほど事務局から説明した質問2-3において、先行している事業では既にえりも町と連携をとりつつ検討しているという答えがあることは確認しております。主な土地所有者がえりも町になるので、それを考慮してそれぞれの事業者が事業性を判断していくものだと思っています。

○池田会長 もう一つ、最初に出てきていた実現可能性についてです。

通常の研究や何かを進める上で実現可能性を考えることは多々あります。私のやっている外来種対策の研究でも、フイージビリティースタディーということで、事業を始める前に実行可能性の検討というのは非常に重要なポイントとなります。このとき、いろいろな条件を考え合わせ、それが完遂できるのかどうかを確かめ、無理なものはゴールの設定を変えるなどが必要で、あくまでもできそうなところを追求するという話ではないはずなのです。そういう点で実行可能性についてどう捉えられているのか、もう一度ご質問をいた

だければと思います。

また、先行事業と区域がかぶっていることについてです。これもこの審議会が考えることではないのかもしれませんが、非常に危惧するのは事業を早く実施したいためにアセスがおろそかになるということですので、そうならないように進めていただければと思いますし、我々もそのような観点からチェックしていかなければならないのかなと思います。

4月3日までに皆様からご意見を上げていただきたいということですので、ご検討をよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、議事(2)に移ります。

議事(2)ですが、本日2回目の審議となる幌延風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、2次質問とその事業者回答、関係町長の意見、答申文(案)たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局(佐藤専門主任) 本審議会では、前回の1次質問及び事業者回答に関するご審議に続き、2次質問及び事業者回答、関係町長からの意見、答申文(案)たたき台についてご説明いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

まず、資料2-1の2次質問及び事業者回答について、答申文(案)たたき台に関連するものを中心にご説明いたします。

資料2-2については、適宜、ご確認いただければと思います。

1ページをごらんください。

質問1-2です。

1次回答では、配慮書のインターネットでの公表は縦覧期間後も継続して実施するとの回答でしたが、2次質問では、印刷、ダウンロードも含め、利用者の利便性を高めることが重要ではないかと質問しました。これに対して、図書については環境影響評価が終了するまではホームページにて公開するが、2次的な配付及び利用防止の観点から、印刷、ダウンロードはできないようにする設定を考えているとのことです。

資料1-3です。

②では、既設風力発電所が環境影響評価の各項目に対して実際にどのような影響を及ぼしていると事業者は認識しているかを質問しております。これに対して、オジロワシを含む飛翔性動物の衝突、景観について、自然環境の中に人工物が存在することによる影響、植物について、車や人の出入りによる外来種の侵入リスクがあるなどを考えているとのことです。

3ページをごらんください。

質問2-11です。

累積的影響を考えるに当たってどの程度の範囲を想定しているか、方法書での累積的影

響の評価の対象項目及び評価の手法についての記載について質問しております。これに対して、範囲については、北側の（仮称）浜里風力発電事業を含む範囲、累積的影響の方法書への記載については、他事業の情報に基づいて検討し、その結果に応じて記載する方針とのことです。

12ページをごらんください。

質問4-25です。

既設風力発電所でのバードストライク対策についてですが、③として、ブレードの塗装を行ったが、バードストライクが発生しており、措置の効果は限定的なものではないかと質問しております。これに対して、あくまでもリスクを低減させる効果であり、衝突を完全に回避できる対策ではないと考えている、最新の知見や事例等を踏まえ、対応可能な保全措置について検討を行っていくとのことです。

15ページをごらんください。

質問4-44です。

1次質問から継続して水平的景観について質問しております。2次質問の②として、水平的景観の価値認識の客観的な把握をどのように考えているかを質問しております。これに対して、利用者や関係者へのアンケート調査、ヒアリングにより水平的景観の価値認識の把握に努め、その結果を踏まえ、環境影響評価を行うとのことです。

続きまして、資料2-3にて関係町長意見について概要を説明いたします。

1ページをごらんください。

関係するのは、幌延町、豊富町、天塩町になります。

幌延町長からは、事業実施想定区域が利尻礼文サロベツ国立公園の近傍に位置することから環境保全に配慮すること、バードストライク、バットストライクについては、今後の調査、既設風力発電所の調査、過去の衝突事例など、最新の知見に衝突リスクの解析、評価を行い、可能な限り回避、低減の対策を検討することなどの意見をいただいております。

豊富町長からは、幌延町長の意見と同様、国立公園に連なる位置にあることから、動植物の保全、景観への十分な配慮を行うこと、配慮書に対する意見については説明等の十分な配慮を行うことなどの意見をいただいております。

天塩町長からは、主要な眺望点からの眺望景観、周囲のほかの景観への悪影響を回避するなど、最大限の配慮をすること、周辺の動植物、生態系への影響について、影響の回避、低減を図ることなどの意見をいただいております。

続きまして、資料2-4の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

1ページをごらんください。

前文では、他事業の答申文と同様、事業特性、周辺の概況、総括的事項、個別的事項の確な実施について述べております。特に、第2段落の周辺の概況については、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接する区域であること、周辺にはラムサール条約湿地のサロベツ原野やIBAが存在することなど、重要な地域であることを踏まえた記載としております。

内容を読ませていただきます。

事業実施想定区域は、利尻礼文サロベツ国立公園特別地域に囲まれた狭い帯状の地域の一部であり、その東側は特別地域の中でも特にすぐれた景観や生態系を維持する目的で指定される特別保護地区に近接しているほか、同区域の周辺にはラムサール条約湿地であるサロベツ原野や重要野鳥生息地（I B A）が存在しているなど、同区域の周囲は自然環境保全上極めて重要な地域となっている、また、事業実施想定区域及びその周辺は、ガン類などの渡りの経路となっているほか、同区域の周辺では、オジロワシなど、希少猛禽類の繁殖情報がある、さらに、サロベツ原野の自然景観や利尻山を望む景観などは、利尻礼文サロベツ国立公園における重要な眺望景観となっていると記載しております。

続きまして、総括的事項についてです。

（１）では、これまでの答申文と同様、計画熟度の低い現段階での評価であることから、今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造、機種種の検討に当たっては、個別的事項を十分に踏まえ、複数の専門家等が助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることと記載しております。

（２）では、更新事業であることを踏まえ、単に現況からの変化のみに着眼することなく、これまで既設風力発電所で実施してきた自主的な調査、本事業に係る現地調査等により既設風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を客観的に把握することに努め、それを勘案し、適切に評価することとしております。

これは、他のリプレース事業と同じような内容となっております。

（３）では、累積的影響に関する内容になります。必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を行うこととしております。

（４）では、リプレース事業で既設風車の撤去が行われることから、工事の実施に伴う環境影響を可能な限り低減することとしております。

（５）では、前々回の審議会においてご審議いただきましたコミュニケーションに関する項目になりますが、今後の手続では、住民等への積極的な情報提供、説明などにより相互理解の促進に努めることとしております。

裏面に移ります。

（６）では、縦覧期間終了後もウェブサイトで閲覧可能な状態になっており、情報公開に関する一定の配慮は見られるものの、今後は、印刷可能な状態にすることなども含め、さらなる利便性の向上に努めることとしております。

続きまして、個別的事項になります。

事業特性や地域特性等を考慮し、動物、植物及び生態系、景観について意見を整理しております。

（１）は、動物についてです。

アでは、鳥類の生息について、事業実施想定区域は、鳥類への影響を考慮すべき区域を

示した風力発電立地検討のためのセンシティブティマップにおいて、注意喚起レベルA3のメッシュに含まれ、その北部に隣接して、注意喚起レベルA1が位置していることから、特に重点的な調査が必要とされている。また、同区域の周辺は、ガン類、ハクチョウ類の渡りの経路となっているほか、オジロワシ、チュウヒなどの希少猛禽類の重要な生息地となっている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、鳥類の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクや生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することとしております。

イでは、既設風力発電所でオジロワシのバードストライクの事例を踏まえ、これまでオジロワシのバードストライクが2例確認されている。更新計画では、既設風力発電所と同様に海岸線に沿って南北に等間隔で風車を配置する複数案が示されていることから、更新後も同様の事故が発生するおそれがある。このため、過去の発生事例についての原因究明に努めるとともに、今後の対象事業実施区域の設定や風車の配置の検討に当たっては、その結果も踏まえ、影響を回避または十分に低減することとしております。

ウでは、動物全般について、動物相については専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することと従来同様の意見としております。

(2)は、植物及び生態系についてです。

アの植物相、イの生態系については、従来意見と同様としております。

アでは、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することとしております。

イでは、生態系について、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地または生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

(3)は、景観についてです。

事業実施想定区域は、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接し、水平的景観に配慮する必要があることを踏まえ、事業実施想定区域は、サロベツ湿原や利尻山、砂丘林など、湖沼、湿原、海岸、山岳景観が一体となって織りなす原生自然的な水平景観を特徴とする利尻礼文サロベツ国立公園に囲まれており、特に景観上の配慮が求められる。このため、こうした特徴的な景観の価値認識の把握も含め、適切な方法により、調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することとしております。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○池田会長 ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○岡村委員 答申文（案）たたき台についてです。

今回、28基を撤去して跡地ができるわけですが、こういうところが侵略的外来種が一番繁茂する場所になるのです。ここに繁茂し、ここから周りの特別地域などに侵略的外来種の種子が飛んでいくことが想定されるので、撤去した跡地を的確に処理し、侵略的外来種の生育地にならないようにすべきだということを盛り込んだほうがいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○事務局（武田主幹） 侵略的外来種に関するご意見についてですが、今はまだ配慮書の段階であり、今後どのような対策をとっていくかは次の段階で意見を言うべきだと考えますので、我々も答申案には入れておりませんでした。

○岡村委員 後の段階で入れるのであれば、それで構いません。

○事務局（武田主幹） 準備書の段階では、具体的にどのような対策を行っていくかについての質問と回答を繰り返しますので、その時点が適切と考えております。

○岡村委員 どこかの段階で入れていただければと思います。

○事務局（佐藤専門主任） 補足いたします。

資料2-1の13ページの質問4-49をごらんください。

こちらでは、国立公園に隣接していることを踏まえ、侵略的外来種の拡大に対して慎重に対応を行う必要があるが、事業者はどういう見解を持っているかを確認しております。これに対して、現時点では外来種に関する調査を行っておりませんが、今後の現地の状況を見て、侵略的外来種の生育状況を把握し、外来種の確認にとどめず、防除を行うことも考えているとの回答があります。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 総括的事項の最初の3行についてです。

「全般にわたり、重大な環境影響が生じる可能性は小さい又は重大な環境影響を回避・低減できる可能性が高いなどと評価しているが、計画熟度の低い現段階における評価とある」とあります。

後半の計画熟度の低い現段階における評価であるというのは、前の部分を受け、客観的な根拠が示されていない項目があるとしたほうがよいのではないかと思います。

この可能性について、具体的な根拠が示されていない、今後評価をしてから措置を考えますというようなものがあつたかと思えますし、可能性が高いとは言えないものがあるのではないかと思います。

○事務局（武田主幹） この言い回しは、まさに、具体的な配置計画や環境保全措置が明らかでない段階でこのような評価をしているということを受け、まだ熟度の低い段階なので、今後、さらに詳細な検討を求めるという流れでして、今、委員が言われた指摘に近い意図がありますし、従来、配慮書段階ではこのような書き方をしています。

○白木委員 大体はそうですが、これでは、現段階ではいいのだよというふうに読めてしまうのです。もちろん、計画がきちんと定まっていない状態なので、評価できないということがあるのですが、だからといって、回避、低減できる可能性が高いと根拠もなく書かれていることを受けてよいのかということに疑問を感じたのです。

○事務局（竹澤課長） ここは、一般論的な言い方をしているところですが、具体的に予測、評価の結果が明らかに不適切であるものは個別的事項の中で指摘することになるかと思えます。配慮書という特性上、評価はかなり概括的になり、総括的事項では一般論的に評価、全体の項目を通しての印象を述べており、委員のおっしゃるような具体的に根拠がないものについては個別的事項の中で指摘すればいいだろうと思っております。

今回、個別的事項で評価の内容が不適切であると指摘しているものはなかったと思えます。今後、予測、評価するに当たっての留意事項的なものを個別的事項として指摘しておりますが、明らかに不適切なものは個別的事項で指摘したいと考えております。

○池田会長 今のところについてですが、確かに、これだと、影響が生じる可能性が低い、低減できる可能性が高いなどと評価しているところを受け入れないではないともれます。ただ、ここは一般論としてということでしたので、それであれば、重大な環境影響を回避、低減できる可能性が高いなどと評価しているが、計画熟度の低い段階では判断がなされるべきではない、あるいは、そういう状況においては判断不能と考えるなど、そういうふうにはしてはいかがでしょうか。

○白木委員 本来は判断できないはずなのです。でも、この段階で判断しなければいけないのですよね。

○事務局（竹澤課長） 配慮書段階でも調査、予測、評価を必ず行うことになっており、法令上、配慮書段階でも評価することになっております。ただ、より具体的な準備書段階では非常に具体的な予測、評価はできますけれども、基本的には文献調査等の既存資料に基づいて重大な影響があるかどうかについて評価するのが配慮書段階となるのです。

ですから、重大な影響があるのかわかないかは配慮書段階でも評価しなければならないことにはなっております。

○白木委員 その上で会長のおっしゃったようには書けないということですか。

○事務局（竹澤課長） 予測、評価の仕方についてですが、技術ガイドなどが国から出ており、それに基づいて事業者は評価をしているところです。

また、先ほどの答申文（案）たたき台の文言の「回避・低減できる可能性が高いなどと評価しているが、計画熟度の低い段階における評価である」との意味についてですが、評価を認めているのではなく、計画熟度の低い段階での評価なので、今後気をつけなければいけないことがいろいろと出てきますよということを意味しているもので、今やっている評価を肯定していることを意図したものではないということをご理解いただければと思います。

○白木委員 おっしゃっていることはわかりますよ。本来は計画熟度の低い段階における

当てにならない評価であるという含みがあるわけですね。計画がきちんとできていないわけですからね。でも、こういう書き方だと、計画熟度が低い段階だから、これでいいですよと肯定的に読めてしまうのではないかということです。

○池田会長 手続上はそういうことなのかもしれませんが、このところは、今の計画熟度の低い段階での評価であるということを強調できるよう、最後の段落に「その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は」とありますが、これに一つ加え、「客観的な科学的根拠を示さない場合は」という文言を加えてはいかがでしょうか。

つまり、ただの評価ではなく、今後の調査において、客観的・科学的根拠を示さない場合は事業計画の見直しをせよとして、こちらのほうで力を入れてはいかがでしょうか。

○事務局（竹澤課長） 確認しておりませんが、方法書や準備書ではそういった表現を使っていたのではないかと思いますので、「客観的な科学的根拠を示すことができない場合には」というような文言を追加したいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 意見を述べます。

多分、答申で言えることは、影響の回避または十分に低減することというのが精いっぱいだと思いますが、特に景観に関して述べておきたいと思います。

地元町長の意見が三つありますが、共通しているのは景観の配慮で、はっきりうたわれております。これは、今まで28基ある風車が景観を損ねているとまでは言わないまでも、そう感じている人がかなりいて、町としても景観を大事にしていきたいということのあらわれだと思います。今回、配慮書が出てきて、数は減るけれども、一基一基が1.5倍となるわけです。このように数が減るということでは少しはよくなるのかもしれないけれども、大きなものができることに関してはどうかということがありますし、そもそも、水平景観の中に物ができてしまうことに対しての懸念もあると思います。

答申としてどこまで盛り込めるのかについて、個別的事項では景観のことについてきちんと触れていただいております、これで精いっぱいかと思う反面、まだまだという思いもありますが、景観を大事にしていきたいという意見を述べておきます。

もし可能であれば、もっと厳しい言い方をさせていただきたいという気持ちはありますが、とりあえず触れていただいているので、景観を大事にしていきたいということだけ意見として述べておきます。

○事務局（竹澤課長） 景観については事務局としてもかなり意識しており、前文でもサロベツ原野の自然景観や利尻山を望む景観、自然公園に囲まれている特殊な状況などについて記載し、強調したつもりですが、今後、方法書、準備書へと段階が進んでいったときに具体的な指摘をしたいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、本日審議いただきました幌延風力発電事業更新計画計画段階環境

配慮書の答申文（案）に関してまとめます。

総括的事項（１）について、計画熟度の低い段階における評価に関して、今後のアセスにおいて、客観的な科学的根拠を提示していただき、それができない場合は事業計画の見直しなどを行うようにという文言に変更すること、このほか、意見として、景観の重要性を強調したいということでした。さらに、今後の課題として、こういう更新事業における外来種の管理について指摘がありましたが、答申文（案）たたき台については、総括的事項の（１）のところを変更するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、そのように対応させていただきます。

また、その他最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、議事（３）に移ります。

議事（３）ですが、本日３回目の審議となる（仮称）江差風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

事務局から、準備書についての意見の概要と事業者の見解、１次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（小峰主査） 本案件につきましては、前回の審議会の後、事業者から本準備書への一般からの意見の概要と事業者の見解を記載した資料の送付がありましたので、資料３－１により、その内容の説明をさせていただきます。

資料３－１の表紙をめくっていただき、１ページをごらんください。

図書の縦覧については、日刊新聞や、江差町、厚沢部町の広報誌による公告日の１２月２７日から１カ月の間、檜山振興局、江差町役場、厚沢部町役場で実施したとのことです。また、インターネットの利用による公表については、事業者、道、江差町、厚沢部町の各ウェブサイトを通じて実施したとのことです。

２ページをごらんください。

縦覧者数は、いずれの縦覧場所でも０件、インターネットのウェブサイトへのアクセス数は１、２８３件あったとのことです。

また、準備書説明会についてですが、説明会は１月８日に江差町、９日に厚沢部町で、計２回開催されておりますが、来場者はいずれもいなかったとのことです。

３ページをごらんください。

意見の募集については、縦覧を開始した１２月２７日から縦覧期間終了後の２月８日まで行われ、１通の意見書の提出があったとのことです。

４ページ以降にその意見の概要と事業者の見解が１２件に分けて示されておりますが、そのほとんどがコウモリ類に関するものです。

時間の関係もありますので、主なものを抜粋して説明いたします。

5 ページの6 ですが、コウモリ類の保全措置として、フェザーリングを行う風速について、秒速3メートル以下では足りず、8月下旬では4メートル台でも活動していることから4メートル以下とすべきとの意見がありました。これに対して、8月下旬に4メートル台で確認されたのは既存風車が立地していない風況観測塔で、既存風車のナセルでは3メートル台以上での確認はほとんどないことから、フェザーリングを行う風速を3メートル以下としたとのことです。

6 ページをごらんください。

9 ですが、コウモリ類の死骸は小さく、持ち去られ、短時間で消失してしまうため、事後調査は、月2回では足りず、月4回以上行うべきとの意見がありました。これに対して、最新の科学的知見や専門家等の助言を参考に、必要に応じて適切な調査回数を検討することです。

なお、この件について、事後調査の回数をふやすことも含めて検討するかどうかを2次質問で事業者に質問したところ、事業者からは回数をふやすことも含めて検討するとの回答がありました。

この関連質問は、資料3-2の27ページの質問番号19-6に掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、2次質問とその事業者回答についてご説明いたします。

資料3-2をごらんください。

なお、資料3-3の説明については時間の関係で割愛させていただきますので、後ほどごらんいただければと思います。

委員の皆様からご指摘のあったものを中心に、主なものを抜粋して説明いたします。

1 ページをごらんください。

質問番号2-3です。

既設風車の基礎の撤去に関する質疑で、2次質問の⑤⑥として、地下構造物が不要となった場合は廃棄物として適正処分することが一般的であることなどから、撤去を前提として廃棄物以外の項目についても影響を予測すべきことを指摘しました。これに対して、地下構造物の撤去に伴う搬出は工程の調整が可能で、仮に全量を撤去する場合でも搬出車両による大気、振動、振動への影響のピークは、準備書に記載のとおり、新設風車に係る基礎工事のときであり、予測・評価結果に変更は生じないとのことです。

2 ページをごらんください。

質問番号2-4です。

新設風車の全てが既存風車と異なる位置に設置される計画となっていることに関する質疑で、2次質問の②として、既設風車のすぐ脇に新設風車を設置する計画となっている箇所では、既設位置に配置することにより影響をより低減できる可能性があることを指摘しました。これに対して、対象事業実施区域の風況や稼働効率を踏まえ、区域全体の風車配

置を検討し、更新期間の短縮や既存地下構造物による地盤安定といったことも踏まえ、既存風車と異なる位置を前提としたとのこととです。

なお、2次回答からは環境影響の低減の観点よりも事業性の観点からの配置検討が優先されているように思われますので、3次質問で改めてその点を指摘したいと考えております。

7ページをごらんください。

質問番号6－8です。

最寄りの主要な眺望点である元山からの眺望景観について、既存風車は15年以上が経過し、地域の景観構成要素として認識されているとの事業者の見解に関する質疑で、2次質問の①として、既存風車が元山からの眺望景観にどのような影響を与えているのかを客観的に把握しなければ評価できないことを改めて指摘しました。これに対して、現地調査による確認が困難であったため、法に基づく手続において予測結果を広く周知し、意見聴取を行っており、これまで、景観に対する苦情がないことなどから景観に悪影響を与えているという認識はないとのこととです。

10ページをごらんください。

質問番号9－9です。

騒音の影響予測結果の一部が基準を超過していることに関する質疑で、2次質問の①②－1として、基準を超過する日は限定的といっても建設工事が計画どおり進むとは限らず、完了を急ぐとそれだけ負荷がかかることになることなどから、基準を守るために責任を持って環境保全措置を講ずる必要があることを指摘しました。これに対して、この時期の工事工程の調整は困難であり、速やかな施工完了により騒音増加日数を極力抑え、基準の遵守を目標として可能な限り環境保全措置を講ずるとのこととです。

また、2次質問の①②－2として、基準遵守のため、ほかにどのような環境保全措置を検討し、採用の可否を判断したのかを質問しております。これに対して、検討対象の環境保全措置は全て採用する、工事車両の速度制限については、低速走行に伴う排ガスの増加や交通障害もあるため、検討対象としていないが、状況に応じて柔軟に対応するとのこととです。

質問番号9－12です。

振動の影響予測結果について、振動感覚閾値との比較検討を行っていないことに関する質疑で、2次質問として、振動については感じてはだめというのが一般的な考え方で、振動感覚閾値との比較は他のアセス案件でも一般的に行われていることから、本案件でも実施すべきであることを指摘しました。これに対して、方法書段階で示した評価手法であり、その下の質問番号9－13の回答にあるとおり、発電所に係る環境影響評価の手引で参考手法とされていることなどから要請限度での評価を行ったとのこととです。

なお、発電所に係る環境影響評価の手引では、評価の手法について、「環境影響が実行可能な範囲内で回避、低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされている

かを検討する」ことが記載された後、「また」として別の段落で要請限度との整合を検討することが記載されており、要請限度との整合だけが評価の対象となっているわけではないことから、3次質問で改めて指摘したいと考えております。

17ページをごらんください。

質問番号12-33です。

対象事業実施区域内で営巣が確認されている希少猛禽類のハチクマへの影響予測に関する質疑で、2次質問として、営巣地付近の工事車両走行ルートまでの最短距離は90メートルと非常に近く、全体の半数の新設風車に係るルートが近くにあることなどから、営巣期間中に付近のルートを工事車両が通行する可能性が高く、騒音による影響が小さいとは言いきれないことを指摘しております。これに対して、工事車両が営巣地の近くのルートを走行する場合は、騒音による影響の可能性があり、繁殖確認調査で工事実施年の営巣地を特定した上で営巣地周辺の車両の走行に当たって細心の注意を払うよう周知徹底することです。

20ページをごらんください。

質問番号13-4です。

植物の侵略的外来種の拡散防止対策に関する質疑で、2次質問の①として、外部から種子を持ち込まないよう、工事車両の洗浄を行ったとしても既存道路沿いに外来種が分布していることから、工事に伴ってさらに奥へ侵入する可能性が高いことを指摘しました。これに対して、区域外の既存道路は舗装路で、外部からの持ち込み対策としてタイヤ洗浄を行い、区域内の既存道路沿いの外来種については、実生の抜き取りや萌芽の伐採などにより、状況に応じて生育域の拡大防止を図るとのことです。

次に、質問番号13-11です。

植物の侵略的外来種に関する質疑で、侵略的外来種が対象事業実施区域内に分布するに至った経過について質問しました。これに対して、既存風車が建設される前から放牧地として利用され、カモガヤなどのイネ科牧草の外来種が生育し、既存道路にも、路傍草本によく見られる外来種が生育していたものと想定されることです。

21ページをごらんください。

質問番号13-10をごらんください。

改変区域内で生育が確認されている希少植物のサルメンエビネの影響の回避低減措置に関する質疑で、2次質問の②として、既存道路からアクセス可能な既存風車の近傍に新設風車を配置するため、サルメンエビネの確認箇所の1カ所が改変されるとの1次回答について、既存道路からアクセス可能な既存風車の近傍の場所は、サルメンエビネの確認箇所以外にも多く存在しており、なぜ当該確認箇所を避ける位置に配置できないのかを質問しております。これに対して、既存道路からのアクセス、地形的条件、他の新設風車との位置関係を踏まえ、当該箇所を風車用地として選定した、施工段階での環境保全措置により影響の低減を図るとのことです。

なお、2次回答からは、ここでも、環境影響の低減の観点よりも事業性の観点からの配置検討が優先されているように思われますので、3次質問で改めて指摘したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきますが、委員の皆様には、この後、3次質問の依頼をさせていただきたいと思っております。追加の質問などがございましたら、年度末、年度初めのお忙しい時期に大変恐縮ですが、1カ月後の4月19日金曜日までに事務局へお寄せいただきますようお願い申し上げます。

それでは、ご審議をよろしくお願いいたします。

○池田会長 ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○佐藤委員 資料3-2の10ページの質問番号9-12の振動の予測結果についてです。

先ほど事務局から3次質問で指摘していただけたということがあったので、それで結構だと思いますが、明らかにおかしいのは、振動に関して要請限度での評価が適切との回答があることです。

騒音に例えると、環境基準ではなく要請限度でいいのだというような捉え方をしているということと一緒だと思うのです。しかし、環境基準で評価するのは当然のこととなっておりますので、振動に関しても要請限度でいいのだということはありません。環境基準に対応するものとして閾値で一般的に評価されております。このことをきちんと伝えていただければと思います。

それから、評価の手法は方法書段階で審議される事項であるとの回答について、確認です。

方法書では指摘がなかったので、やる必要はないというような回答なのですが、方法書では書かなかったけれど、こういう方法で評価したということによろしいですね。

○事務局（小峰主査） 今の件についてです。

方法書に書いていない手法を絶対とってはいけないということではなく、必要に応じて、より適切な方法があれば、準備書で方法書から変わったことを明記した上で、方法書に記載した方法とは異なる手法でやりましたというケースもあり、それは可能です。

最初にご助言いただいたことも含め、詳しく事業者から見解を求めるような質問をさせていただきたいと思っております。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 幾つかあります。

まず、資料3-2の12ページの質問番号12-7の2次質問の②についてです。

ここでは、ヒナコウモリが死亡した事実について、その影響をどう考えるのかという質問をしており、答えとして、渡り個体が多く見られる8月から9月の確認であることから、定住する個体群への影響は小さいと考えますとあります。ということは、定住する集団以

外に対して影響は余りないと考えられているのか、また、もしそう考えるとしたら、どういった根拠でそう評価しているのかを伺いたいと思います。

渡り個体が多く見られる時期なので、定住個体ではないという推計なのでしょうが、定住個体も移動するとしたら、この時期にここを通ることは考えられないのかなと疑問に思いましたので、確認していただきたいと思います。

○事務局（小峰主査） 今いただいたお話を3次質問で取り上げさせていただきたいと思います。

○白木委員 次ですが、16ページのハチクマの代替巢に関して、さまざまな質問をされていますね。どれということはありませんが、代替巢をやることを事業者としては考えられているようですが、その効果に関しては不明であるということですね。さらに、質問番号12-31では、飛翔パターンが変わり、かえって衝突確率が高まるおそれがないのかということをお聞きしておりますが、これに対し、その可能性は否定できないという回答をしているのです。

このように、効果も不明瞭であり、どうなるかがわからない、もしかすると悪い影響が出るかもしれないといったものを環境保全措置として認めてしまっているのかどうかについて確認をしたいと思います。

というのは、必ずしも代替巢をつくる方がいいことではないのです。それに対して、これを環境保全措置として認めるかどうかは重要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（武田主幹） 今のご指摘については、実証例がまだないので、何とも言いえないところですが、これが環境保全措置として明らかに不適切であれば認めがたいということになるかと思えます。ただ、そこまで言える段階ではないので、まず、科学的な知見に基づいてどのように判断できるのかを事業者にお聞き、また、事後評価でしっかり見ていただくというようなことで事業者の考えをただしていきたいと思えます。

○白木委員 少なくとも、事業地内で変わらずに営巣するわけですね。そして、こちらの代替巢を使った場合でも、工事期間中の配慮は同じようにとるということです。新設風車からよりは距離が若干延びるだけであって、恐らく、好まれる餌場やテリトリーは変わらないと思うのです。ですから、こちらのほうがいいというのであれば、飛翔経路をきちんととって、ここからだったらこういう経路を通るだろうというきちんとした予測がなければ、ここにつくることの意義を支持できないと私は思うのです。

そこまでのきちんとした根拠を持ってここにつくるといいますか、ちょっと離れているからここがいいだろうではなく、ここにつくることでどういう回避、低減ができるのかを予測した上でそれを環境保全措置とすべきだと書き加えるなどしていただければと思います。

○事務局（武田主幹） わかりました。

今言われたように、論理を明らかにしてください、その上で環境保全措置の効果を明ら

かにしてくださいというような内容を事業者に質問したいと思います。

○白木委員 代替巣をつくれればいいのだというような考えになりかねないので、慎重に扱ったほうがいいのではないかと思います。

もう一つですが、準備書の図書の2分冊の1の254ページ、255ページです。ここには猛禽類や渡り鳥の調査地点が書かれており、そこからどこが見えるかという視野図が示されております。

これについてはいいと思いますが、この中で見える部分についてです。可視できる山肌等がグリーンで示されており、それ以外は上空の可視領域と書かれています。対象事業実施区域の中には、可視できる山肌等はあまりなく、ほとんどが上空の可視領域となっているようですが、この上空というのはどこから見ているのかがよくわからないのです。どの範囲を見ているのか、事務局でおわかりでしたら教えていただければと思います。

○事務局（武田主幹） 可視できる山肌等以外は地表から全部が見えるわけではないのですが、何メートルまで確実なのか、例えば、飛行高度を判断できる上で確実なのかどうかは確認できておりませんので、確認したいと思います。

○白木委員 上空のという書き方なので、高いのかなとは思いました。例えば、低いところが見えていないとなると、いろいろとリスクがありますが、低いところが見えていないと計算にも影響が出てきますので、詳しいことを伺ってください。

○事務局（武田主幹） 通常ですと、飛行高度を考慮した上で衝突確率を出すわけですが、その因果関係がきちんと整理されているかどうかは改めて確認いたします。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 20ページの追加質問の質問番号13-11についてです。

既存風車の建設に伴って侵略的外来種が侵入したことはないかという質問に対し、既に道路があったとか耕作地があったとか、否定的な回答が来ています。私もそこに調査に行っていないので、このとおりかもしれませんけれども、一番大事なことは、もし既存風車の建設が原因で侵略的外来種が入ったのであれば、新設のときに同じ失敗を、同じ問題を起こさないように、既存風車の建設の結果については、新たな問題を起こさないためのいろいろなデータを得るという観点から、否定するのではなく、調査をしっかりとやり、新しいものに活かしてほしいということを意見として書いていただければと思います。

○事務局（小峰主査） 今のご指摘も踏まえ、単に既存風車の建設に起因することを否定するのではなく、今後の対応に活かすため、過去の経過から精査できるところはないかという趣旨の質問をしたいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 資料3-2の27ページの質問番号19-3についてです。

全体にかかわることだと思いますが、死骸調査の手法について述べられているところです。頻度、面積、時間の問題など、いろいろと挙がっているのですが、スカベンジャーによる持ち去り、自然消失、あるいは、調査者の見落としというのは、環境条件によって大

分変わってきますので、頻度をある程度上げて精度の高い調査は難しいのです。そのため、今、いろいろな補正方法が出ております。違う意見のものはありますけれども、とりあえず、生のデータではなく、環境条件によって変わってきますので、そういった補正方法を使ってきちんと推定していただきたいと思います。そういった意向があるかどうかを確認してください。

○事務局（小峰主査） 調査結果の補正も含め、衝突個体数の推定をどのように行うのかを3次質問で確認させていただきます。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○河野委員 バットストライクについてのやりとりがあって、その中でフェザーモードという言葉が出てきますが、これは風速がある値よりも小さいときに完全にとめるシステムのことと理解してよろしいですね。

これは風力発電の効率の問題からこういうシステムにしていると思うのですが、もしそうだとすると、3メートルを切ったときにとまり、3メートル以上になったときに動き出すということはきっとあり得ないのですね。そこで、制御の仕方がどうなっているかどうかについての情報はお持ちですか。

○事務局（小峰主査） フェザーリングを具体的にどのように行うのかまでは確認できておりません。フェザーリングとは一般的に風車を風の向きと平行にして回転を制御することと言われてはいますが、実際にどのように制御するかについては3次質問で確認したいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、この案件については引き続き検討をお願いいたしまして、先ほど連絡がありましたように、4月19日までに追加質問等を事務局へお上げいただきたいと思います。

それでは、議事（4）に移ります。

議事（4）ですが、本日2回目の審議となる（仮称）えりも風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

なお、冒頭で事務局からご説明がありましたように、希少種に関するご意見、ご質問等がある場合は、一通りの審議終了後に非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際に申し出てください。

それでは、事務局から1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（車田主査） 資料4-1及び資料4-2により、1次質問及び事業者回答について、かいつまんでご説明いたします。

まず、第2章の事業の目的及び内容に関する質問です。

1ページをごらんください。

質問2-6です。

あわせて、資料４－２の１ページ、２ページをごらんください。

本方法書では工事開始時期を約２年後の２０２１年５月としていますが、今後の準備書や評価書の手続に要する一般的な期間を考慮しますと、余り現実的ではないスケジュールでありましたことから、今後想定されるおよその工程の提示を求めました。これに対して、資料４－２の１ページのとおり工程が提示されるとともに、２ページのとおり、工事開始時期を図書と比較して１年ほど後ろにずらした工程の見直し結果が示されました。

次に、第３章の事業実施区域及び周囲の概況に関するものです。

２ページをごらんください。

質問３－１です。

侵略性の高い外来植物種に関し、北海道ブルーリスト等の既存資料により分布情報を収集し、本方法書に掲載すべきであったのではないかと指摘しております。これに対して、準備書において対応したいとのことです。

５ページをごらんください。

質問６－１８です。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する質問で、騒音に関するものです。

施設の稼働に伴う騒音の現地調査について、環境基準のマニュアルでは、風雑音や風切り音の影響が少ない弱風時の測定が求められる一方、風力発電施設から発生する騒音測定マニュアルでは比較的風速が強い状況での測定が求められているところ、弱風時と強風時を分けて測定するのかなど、測定の考え方の説明を求めました。これに対して、環境基準に関しては、地上高１．２メートルで７２時間の測定を行い、雑音の影響が少ない時間帯のデータを用いる、風車騒音マニュアルに関しては、ハブ高さでの有効風速範囲のデータを用いるとのことです。

６ページをごらんください。

質問番号６－２５です。

水質に関する質問で、沈砂池の排水に関し、参考文献をもとに、土壌浸透に必要な距離を定性的に予測しているという点について、当該参考文献は林地における関係を示したものである一方、本事業では、排水口と河川間の植生は林地のみではないことから、本事業の予測に適用できるとする根拠の説明を求めました。これに対して、当該文献には植生に対する記載はないものの、ササ地にもかなりの浸透力があることを示す文献があるほか、枝条を利用した濁水発生防止策などの対策をとることによって牧草地でも当該予測手法をとることが可能であると認識しているとのことです。

７ページをごらんください。

質問番号６－３９です。

動物、鳥類に関するものです。調査範囲のうち、北部では、段丘上の牧草地の間の深い谷に樹林が発達しているが、谷部でのポイントセンサス調査地点が少なく、ライトセンサ

スルートの大部分は牧草地に位置しており、谷部の森林に生息する鳥類を適切に調査することができないおそれがあることから、北部の谷部にルートやポイントをふやす必要があるのではないかと指摘しました。これに対して、ライトセンサスルートについては谷部にも設定している、ポイントセンサス地点については北部の谷部についても設定を検討したが、歩行が困難であると考えとのことでした。

9 ページをごらんください。

質問番号 6-51 です。

生態系に関する注目種の選定についてです。図書では、上位性注目種の候補として5種を、典型性注目種の候補として4種を選定していますが、その候補種選定の根拠の説明を求めました。これに対して、地域を代表する種、事業により影響を受ける可能性があると考えられる種を選定した。上位性注目種については、多様な環境を利用する動物の中で中型、大型で個体数の少ない肉食動物等を選定した。また、典型性注目種については、優占する植物種及びそれらを食物とする小型で個体数の多い種や、生物間相互関係や生態系の機能に重要な役割を持つ種などを対象としたとの回答が示されるとともに、別添資料にて種ごとの抽出理由が示されておりますので、後ほど別添資料をご確認いただければと思います。

次に、質問番号 6-59 です。

景観に関するものですが、本方法書において、事業者は、聞き取り調査により住民が日常的に眺望する景観などを調査するとしている点について、その具体的な内容を聞きました。これに対して、方法書時点においては実施しておらず、今後、現地調査を行った結果、文献調査との差異が認められた場合は利用者や関係機関等に聞き取り調査を実施し、補足するとのことでした。

しかし、この図書は方法書であり、聞き取り調査の手法についても本図書に記載されるべきものであったと考えますので、2次質問で具体的内容の回答を求めると考えております。

質問番号 6-60 です。

こちらも景観に関するもので、別の章となりますが、主要な眺望点の利用状況を踏まえるとの記載があることから、その利用状況を把握するための調査手法は方法書に記載すべきではなかったのではないかと指摘しました。これに対して、今後の手続においては記載するとしていますが、これについても2次質問で具体的内容を求めたいと考えております。

最後に、11 ページをごらんください。

質問番号 7-21 です。

本事業の配慮書の質疑応答について、埋蔵文化財や配慮施設、また、百人浜からの眺望への影響を踏まえ、方法書以降の区域の絞り込みに当たっては、区域内のより北側、西側に風力発電機を設置することにより影響を回避、低減すべきとの指摘をしております。これに対して、可能な範囲で区域内のより北側、西側への風力発電機の配置見直しに加え、

全体最適となる風車配置を検討するとのことでした。

しかし、本方法書を見ると、海岸に近い南東部については、ほとんど区域の絞り込みが行われておらず、また、百人浜に近いエリアに発電機を配置する計画となっていることから、配慮書QアンドAで示された、可能な範囲での北側、西側への配置見直し、全体最適となる風車配置の検討の経緯について質問しました。これに対して、当初、海岸近くまで風車を配置する計画であったが、国定公園でもあることから、可能な限り海岸から離隔距離をとったが、海岸近くには工事資材置き場、事務所等の配置を行う可能性があることから、海岸近くの区域の絞り込みは実施していないとのことでした。

なお、本案件につきましても、本日の最初の議題1のえりも岬の配慮書同様、委員の皆様から4月3日を期限として2次質問の依頼をさせていただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長 ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○露崎委員 次の質問というか、今後の質問を書くときのために伺います。

こういうものでは、事業者から、誰その何の文献にこう書いてあるからこうしましたとよくありますが、引用というか、参照している文献というのはどの程度の質のものまで認めていいのでしょうか。

例えば、サルメンエビネの移植を見ると、どこかの報告書にはいっぱい出ているのですが、ちゃんとした論文はついには見つけれませんでした。この論文だったら信じるけれども、うさん臭いものがあるよねというもので引用されているときにどういう質問をすればいいのでしょうか。例えば、こういう文献はこういう理由により信用してはいけませんというふうに質問するのでしょうか。

論文の価値をどの程度まで意識して今後質問すればいいのか、明確な基準はないのでしょうか。何かあれば教えていただければと思います。

○事務局（車田主査） 委員のご指摘のとおり、そういった基準はございません。我々としましては、何か引用したら出典を明記してください、提供できるのであれば、写しを別添資料として提供してくださいとお願いしております。こちらからのお願いで恐縮ですが、委員の皆様には専門家の目で見ただき、文献が単なるレポートなのか、査読つき論文など、信頼性の高いものなのかをご判断いただき、不審な点があれば質問という形でご指摘いただければ非常に助かります。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私から1点です。

事業者回答の質問番号2-6についてです。

私も、この工程を見たとき、当初、2021年5月工事開始予定ということで、準備書がまだ残っている段階で、これは無理だろうと思っておりました。今回、新しい工程が資料4-2として出てきましたが、このように変えた理由です。当初の予定からどこが無理だったと判断されたのかをもう一度確認いただけないでしょうか。

先ほどのえりも岬の審議のときにも言ったことで、私の勝手な想像かもしれませんが、双方で事業を急いでいるようなところが多々見られまして、じっくりと評価していただいているのかがすごく気になります。

ですから、工程からどのようなことを重要視してこのように変えたのか、もう一度ご確認いただければと思います。

○事務局（車田主査） 質問番号2-6の1次回答では単に修正したと言っているだけで、ただいまのご指摘を踏まえ、その理由について改めて確認したいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○山下委員 質問というか、参考のためにお尋ねいたします。

先ほどのえりも岬風力発電の事業実施想定区域との関係についてです。

確かに、ほとんど重なっているのですけれども、東側の地域のほうが今やっているものが広がっているのです。この差に何か理由はあるのでしょうか。

○事務局（車田主査） 図書に書いていない部分ですので、事務局としてもそこまではわかりかねます。先ほどのえりも岬の配慮書については、事業実施想定区域の設定の経緯についての説明がありましたけれども、そこではその差に関する説明はなかったように受けとめております。ですから、なぜ東側が重複していないかはわからないところです。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 では、一通りの審議が終了しましたので、ここで非公開審議について確認いたします。

希少種に関してご質問やご意見がある場合は、挙手をお願いいたします。

（挙手する者なし）

○池田会長 それでは、本議事について非公開審議は行わず、これで終了とさせていただきます。

これをもって本日の議事は全て終了しました。

事務局から連絡事項がございますので、お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（武田主幹） 皆様、本日は、長時間にわたり、4事業についてご審議いただき、ありがとうございました。

次回の平成31年度第1回北海道環境影響評価審議会につきましては、4月24日水曜日の14時から、場所がかわりまして、北海道第二水産ビル3階3S会議室で開催する予定です。詳細が決まりましたらご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上